

議案第17号

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部改正について

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉の使用料について、運営方式が変る令和8年度に限り、小学生以下の使用料に変動が生じないよう所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部を改正する条例

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例（平成16年京丹後市条例第186号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における使用料に関する特例）

3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表の弥栄あしぎぬ温泉使用料は、次のとおりとする。

区分			利用時間	使用料（円）
一般	中学生以上	左欄に掲げる者1人に つき1回	10:00～22:00	550
	小学生以下			370
3歳未満	無料			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例(平成16年京丹後市条例第186号)新旧対照表

現行	改正案																		
<p>京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第186号</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第186号</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略) <u>(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における特例)</u></p> <p>3 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表の弥栄あしぎぬ温泉使用料は、次のとおりとする。</u> <u>弥栄あしぎぬ温泉使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 836 2051 1015"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>利用時間</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>中学生以上</td> <td>左欄に掲げる者1</td> <td rowspan="2">10:00~22:00</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td>人につき1回</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3歳未満</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	区分			利用時間	使用料(円)	一般	中学生以上	左欄に掲げる者1	10:00~22:00	550	小学生以下	人につき1回	370	3歳未満				無料
区分			利用時間	使用料(円)															
一般	中学生以上	左欄に掲げる者1	10:00~22:00	550															
	小学生以下	人につき1回		370															
3歳未満				無料															

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第 1 7 号 京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部を改正する条 例	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ()
------------	---	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 弥栄あしぎぬ温泉については、令和8年度の運営を市が直接行うにあたり、令和8年度の1年間に限り、小学生以下の子ども料金及び3歳未満の乳幼児料金を設定し、現状（令和7年度）の利用料を継続するため、所要の改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）													
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
	59,946				36,500	23,446								
<<政策等の必要性>> 当該施設は、平成18年度から指定管理制度により、条例で定める料金の範囲内で、指定管理者が利用料を徴収し運営してきたものである。こうした中、公共施設等の見直しにあたり、現指定管理者へ令和8年度の指定管理の継続を打診したところ、継続の意思を示されなかったため、令和8年度に限り市が直営で管理を行うこととした。現条例には、指定管理者が設定していた子ども料金及び乳幼児の設定がないため、これまでどおりの利用料で施設利用をするためには、条例の改正が必要である。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 施設を継続して利用し続けることが可能であり、令和9年度以降の指定管理の再開に向けた運営が可能になる。													
<<提案に至るまでの経緯>> 令和7年7月 現指定管理者が次年度の指定管理を受けないこと 表示 令和7年11月 令和8年度市直営での施設運営の継続を決定 令和8年1月 和田野区、木橋区、鳥取区の各区長に説明を実施 令和8年2月 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">まちづくり 27の施策</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 70%;">滞在型観光・スポーツ観光の促進</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進												
計画名称														
策定年度														
計画期間														
<<政策等の実施時期>> 令和8年4月1日から実施する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当部局</td> <td style="width: 30%;">担当課</td> <td style="width: 40%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>観光振興課</td> <td>有 <u>無</u></td> </tr> </table>					担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	商工観光部	観光振興課	有 <u>無</u>			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）												
商工観光部	観光振興課	有 <u>無</u>												